

「第二次国土利用計画改訂骨子案」に対する審議会意見への回答

資料No. 1 - 1

No.	骨子案 ページ	骨子案		部会意見		修正の 有無	市としての考え方	担当課
		分野	内容					
1	11	第2章 土地利用の基本方向 第3節 安全で快適な生活の ための調和ある土地利用 2 地域の魅力を生かしたまち づくり	また、田舎暮らし、就農の希望者などに 対する移住・定住を促進するため、暮らし を支える生活基盤の整備を図るとともに、 豊かな自然環境の中で、快適な暮らしが 営める本市の魅力を首都圏などに発信し ます。	移住者が大きな農地を買って家を建てる ケースがあるが、2～3軒建つと農道の通 行量も多くなり、農道が傷み、地域で管理 することが難しくなってくる。移住施策の一 環として、農道の整備等を行い、移住者の 増加につなげられないか。	➤	無	● 回答 意見として承る。	移住交流推進課、 土木課、耕地林務 課
2	23	第4章 規模の目標を達成する ために必要な措置の概要 第6節 土地利用の転換の適 正化 1 農地の利用転換	優良農地は、食料生産の確保、農業経 営の安定や保水機能の維持向上、自然 環境などに及ぼす影響に留意し、その保 全を基本とするとともに、無秩序な転換の 抑制により、農地のまとまりを確保しま す。	桜井地区の遊水地計画については、多く の優良農地が減ってしまうので、田んぼダ ムなど農地を維持しながら、治水対策がで きる手法も検討してもらいたい。	➤	無	● 回答 意見として承る。 遊水地の事業主体 は長野県であることか ら、本意見は県に伝 えさせていただく。	土木課